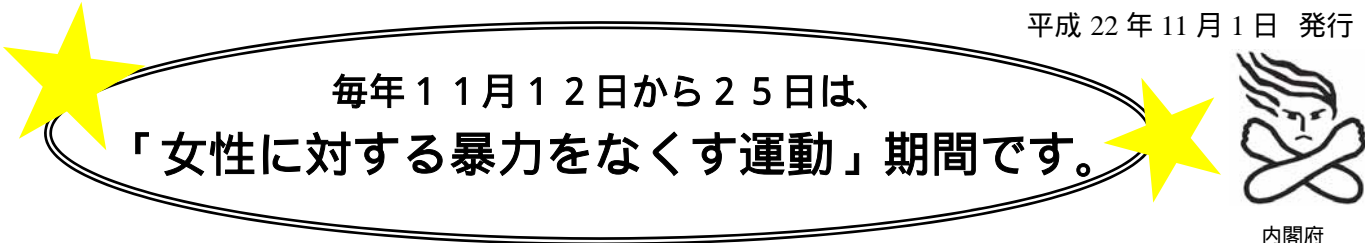


平成 22 年 11 月 1 日 発行

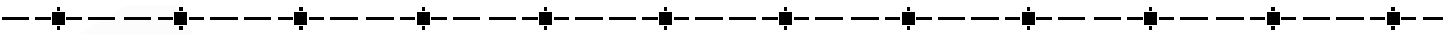


内閣府
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定められ、女性に対する暴力をなくす取組を強化しています。

性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ストーカー行為、そして、ドメスティック・バイオレンス（DV）。これらの暴力行為は女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。そのような暴力を根絶させるために、毎年各地で様々なイベントが行われます。

八王子市男女共同参画センターでも、この期間中に下記の講演会を実施致します。皆様、ぜひご参加ください！



「女性に対する暴力をなくす運動」期間講演会
『夫婦ゲンカが犯罪になる瞬間～DVってなに？』



講師:

戒能 民江（かいのう たみえ）さん

< 現職 >

お茶の水女子大学理事・副学長
ジェンダー法学・家族法学専攻

< 社会的活動・現職 >

第 21 期日本学術会議会員

財団法人横浜市男女共同参画推進協会理事

財団法人せんだい男女共同参画財団理事

< 主な著書 >

『DV 防止とこれからの被害当事者支援』
(編著)ミネルヴァ書房、2006

『ドメスティック・バイオレンス』
不磨書房、2002

世間で「夫婦ゲンカ」ぐらいと言われていることが、時には犯罪（DV）になることもあるってご存知ですか？

一体なぜ DV が起きるのか…。DV を受けたらどうしたらいいの？

そんな疑問にお答えするべく、「夫婦ゲンカが犯罪になる瞬間」の監修である戒能民江さんをお招きし、お話しいただきます。

DV 被害を少しでもなくし、暴力のない社会をつくるために、まずは、「知ること」から始めてみませんか？

日時： 平成 22 年 11 月 21 日（日）
午後 1:30 ~ 3:30

場所： クリエイトホール 11 階視聴覚室
定員： 50 名（申込み先着順）

費用： 無料

対象： 八王子市内在住・在勤・在学の方

託児： 有り（定員 15 名・申込み先着順）
満 1 歳～未就学のお子さん

お申込み方法

電話・ファックス・メールにて、「男女共同参画センター」までお申込みください。（申込み先着順）

ファックス・メールの場合は、「夫婦ゲンカ」住所氏名 年齢 電話番号 託児を希望される方は、お子さんのお名前と年齢 を記入してください。

・電話は 042-648-2230

・ファックスは 042-644-3910

（番号のお掛け間違いにご注意ください）

・メールは b050900@city.hachioji.tokyo.jp

託児をご利用の方は、11月18日（木）までにお申込みください。

今年の6月30日に「改正育児・介護休業法」が施行されました。勤務時間短縮等の制度も充実化されるなど、働く男性が労働と育児を両立しやすくなるよう環境が整備されました。

現在、約3割の男性が育児休業（以下「育休」）を取りたいと希望しながらも、21年度の男性育休取得率は1.72%にとどまっているのが現状です（1）。育児にかかわりたいと思いつながら、長い休みは取れないという方が多いと思われます。そんな方も、今回の改正をきっかけに、育休について少しだけ考えてみませんか？（1 ニッセイ基礎研究所（平成20年）・厚生労働省（平成21年）の調査より）

Q. どう改正されたの？

A. 主に次の4点です。

母親・父親ともに育休をとる場合の制度「パパ・ママ育休プラス」が加わり、育休を取れる期間が長くなりました。

配偶者が育休中、または専業主婦（主夫）であっても育休が取れるようになりました。

母親の産休期間内に父親が育休を取得しても、父親は再度の育休を取得することが可能になりました。

短時間勤務、所定外労働免除、看護休暇などの制度が充実化されました。



改正前

改正後

育休を取れる期限

育休を取れるのは子が1歳になるまで。

夫婦で育休を取ることで、子が1歳2ヶ月になるまで取れる。

パートナーが専業主婦(主夫)の場合

パートナーが専業主婦(主夫)の場合、育休は取得できないことがある。

パートナーが専業主婦(主夫)でも、育休を取れる。

パートナーが育休中の場合

パートナーが育休取得中の場合、育休は取得できないことがある。

パートナーが育休取得中でも、育休を取れる。

育休を取れる回数

母・父親ともに育休は子ども1人につき1回。

母親の産休期間中に父親が育休を取った場合、父親は再度育休を取れる。

子の看護休暇

未就学児の看護のための休暇は労働者1人につき年5日。

未就学児が1人なら年5日、2人以上なら年10日取れる。

企業にとって

短時間勤務・残業免除制度の設置義務なし。

短時間勤務制度、残業免除制度を設置する義務がある。

改正後

Q. パパ・ママ育休プラスって何？

A. 母（父）だけでなく父（母）も育休を取る場合、休業可能期間が子が1歳2ヶ月（以前は1歳）に達するまでに、延長される制度です（2）。

例えば、母親の職場復帰期間に父親が育休を取って母親をサポートしたり、母親・父親同時に育休を取って一緒に子育てをすることができます。次ページの育休取得例の図も参考にしてください。

（2 育休は最長1年間なので、例えば、「子が生まれてから母・父一緒に1年2ヶ月に渡って取る」といったことはできません。）

Q. 父親の再度の育休って？

A. 母親の産休中に父親が育休を取りやすくなる制度です。

以前は「育休は1回限り」が基本でしたが、この制度により、出産直後という母親にとって何かと不安な時期に、父親が育休を取りやすくなりました。次ページの育休取得例の図も参考にしてください。

Q . 短時間勤務と所定外労働免除の制度って？

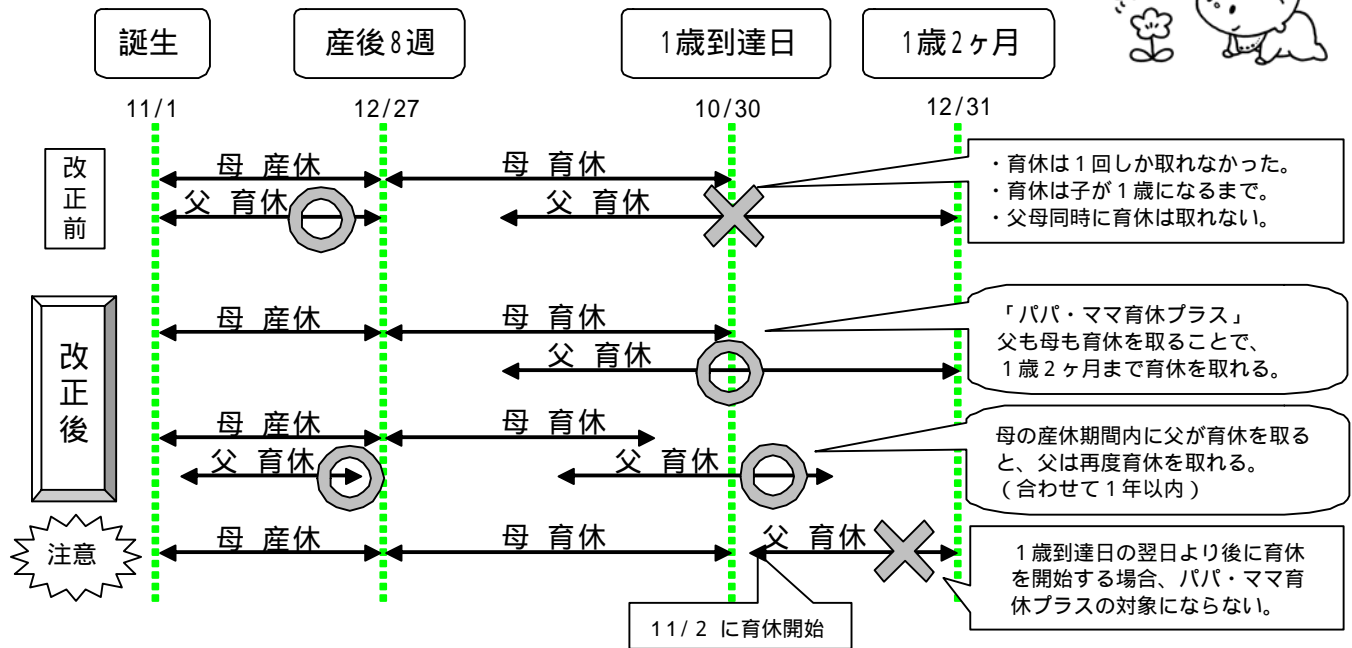
A . それぞれ1日6時間勤務、残業免除の制度です。

3歳までの子を養育する労働者が申し出た場合、勤務時間を短縮（1日6時間勤務）することと、残業を免除することが事業主の義務になりました（事業主の規模によっては2年の猶予）。

「まとまった育休はとても無理！」という方も、この制度なら気軽に利用できるのではないのでしょうか。

Q . 育休の取り方を教えて？

A . 図のような取り方が考えられます（11月1日誕生の場合）。



Q . 休むとなると、経済的支援はないの？

A . 賃金の50%額が支給されるほか、社会保険料も免除されます。

『育児休業給付金』の制度があり、 $\text{育児開始時賃金} \times 50\% (3)$ の額が支給されます。

(3 育児期間中も賃金の何割かが支給される場合は、別の計算方法となります。)

なお『育児休業者職場復帰給付金』制度は、なくなりましたが育児休業給付金が増額されました。)

また、育児期間中は、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の本人負担分の保険料が免除されます。免除期間中も被保険者資格が存続し、病気治療等の健康保険が給付されます。年金の受給額が減るということもありません。

Q . 育児休業、本当に取れるの？

A . 法律で保障された制度です。

育児・介護休業制度の対象となる労働者から休業の申し出があったときは、事業主は労働者を休業させなければなりません。男女の差異はありません。

Q . 明日からでも育休を取れる？

A . 1ヶ月前までに職場に申し出る必要があります。

なるべく早い段階から職場の同僚や上司と話し、育休取得について相談しておきましょう。

「改正育児・介護休業法」の詳細については、次のホームページ等をご覧ください。

厚生労働省HP「育児・介護休業法の改正について」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

厚生労働省イクメンプロジェクトHP内

「ワーク・ライフ・バランスや育児休業制度について」 <http://www.ikumen-project.jp/wlb.html>

女性の相談室



一人で悩まないで。困ったときは相談を。

専用電話 042-648-2234

- ・プライバシーは守ります。
- ・相談はいずれも無料です。
- ・託児もあります。
(1歳～未就学児・予約制)

専門相談 *事前に電話でご予約下さい。

夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係の悩み、女性の人権に関わる法律や裁判の相談に、専門の女性相談員が応じます。

女性のための相談(専門相談員)

木曜日：午後1時～午後4時

女性のためのカウンセリング

(心理カウンセラー)

水・土曜日：午前9時～正午

第2月曜日：午後1時～午後4時

第2木・第4月曜日：午後5時～午後8時

女性のための弁護士相談(弁護士)

第3土曜日：午後2時～午後5時

電話相談

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。

月～土曜日：午前9時～午後7時

日曜日：午前9時～午後5時



クリエイトホールまでは・・・

JR 八王子駅から徒歩4分

京王八王子駅から徒歩4分

駐車場はありませんので、車でお越しの方は八王子駅北口地下駐車場(有料)などをご利用ください。



八王子市男女共同参画センター

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230

相談専用電話 042-648-2234

ファックス 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/danjokyodo/index.html>

開館時間

月～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日 午前9時～午後5時

休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

原則毎月第1火曜日(館内点検日)

DVホットライン八王子 (民間団体による相談)

女性のための電話相談です。秘密厳守します。

電話相談：月曜日 午前9時～12時

お問い合わせ：042-648-9580

れんこんの会 (女性のためのサポートグループ)

日時：第2土曜日 午後2時

第4木曜日 午前10時

お問い合わせ：080-5039-9374

いっぽの会 (まず、一歩。女性同士の語り合いの会)

日時：第1・第3金曜日

午後1時30分～3時30分

お問い合わせ：090-6338-4391

090-7408-1372



編集・発行

八王子市男女共同参画センター